

第3分科会②

市区町村の連絡協議会づくりと活性化

世話人 佐藤久住（大分・保護者）
森川鉄雄（埼玉・連協職員）

○連絡協議会とは

2015年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、市区町村が放課後児童健全育成事業（学童保育）の実施主体としての責任を負うことが示されました。国が定めた「省令基準」をもとに、学童保育の運営基準を自治体ごとに条例で定め、市区町村ごとの学童保育の運営はすすめられています。しかし、基準に示された「従うべき基準（放課後児童支援員の配置、資格）」は地方分権化の流れのなかで参酌化され、その結果、すべての基準が、自治体の「実情」や「解釈」に委ねられることとなりました。

このことにより、学童保育について、条例と子ども・子育て支援事業計画で定められている市区町村の責任は大きく、制度等の改善に向けて直接要望をあげる市区町村の学童保育連絡協議会は、ますます重要となっています。

連絡協議会の設立は、働きながら子育てをするうえで必要な学童保育をつくることを出発点とし、学童保育を少しでもよくしたいと思う保護者や指導員が集まり、「保護者と指導員」「運営主体」「規模」「地域」等の違いを乗り越え、市区町村に学童保育の制度や補助金の創設を働きかけることをめざして全国各地ではじまりました。

しかし、保護者が学童保育に寄せる関心の度合いはさまざまであり、「大規模化による指導員と保護者のかかわりが希薄」「市町村合併で自治体の規模が大きくなり、連絡協議会が遠い存在」「営利企業の参入による保護者会の形骸化」「連絡協議会からの脱退」等々、人と人がつながる意識が薄れ、市区町村連絡協議会の存在意義さえ問われる地域もあります。保護者活動の縮小や衰退等、学童保育の拡充を願い、施策を前進させてきた連絡協議会の運動のむずかしさを、実感されることも多いと思います。

○交流のテーマ

☆保護者と指導員が一緒につくる連絡協議会とは

- ・役員体制、役員の育成／情報交換、交流する場の設定／財政面の課題共有

☆行政機関等への働きかけはどうしてる？

- ・施策や制度に対する働きかけ／施設設備や処遇等の改善／担当課や議会との連携

☆どんな運動を組み立てている？

- ・学習会のすすめ方／『日本の学童ほいく』誌の活用